

中小企業等のみなさまの売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援いたします。

## 中小企業省力化投資補助金



### 中小企業省力化投資補助金とは？

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

## 補助対象事業者

人手不足の状態にある中小企業・小規模事業者等で、資本金又は従業員数が下表の数字以下であること。また、全従業員の賃金が最低賃金を超えていること。

さらに、①企業組合②協業組合③事業協同組合④協同組合連合会⑤商工組合⑥商店街振興組合⑦生活衛生同業組合も対象となる。

業種	資本金	従業員数(常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人

なお、人手不足の状態にあることの確認として(1)から(4)のいずれかから当てはまるものを1つ以上選択し事業計画の中での説明が必要となる。

- (1) 直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
- (2) 整理解雇に依らない離職・退職により、直近の従業員が前年度比で5%以上減少。
- (3) 採用活動で求人掲載を実施するも充足に至らない。
- (4) その他、省力化を推し進める必要に迫られている。

※(4)のみ選択の場合、具体的な省力化投資の必要性の説明を含め、より詳細な事業計画の策定が必要。

## 補助率・補助額

補助対象	補助上限額		補助率
	補助対象として カタログに登録された 製品等	従業員数5名以下	
従業員数6~20名		500万円(750万円)	
従業員数21名以上		1,000万円(1,500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、( )内の値に補助上限額を引き上げ

## 補助対象経費

### (1)製品本体価格

本補助事業のために使用される機械装置、工具、機器、及びそれに付随する専用ソフトウェア、情報システム等の購入経費。

なお、製品本体価格は製品カタログに事前登録されている価格を上限とする。

<補助対象外となる経費> 補助事業者の顧客が実質負担する費用が省力化製品代金に含まれるもの、対外的に無償で提供されているもの、リース・レンタル契約の省力化製品、中古品等

### (2)導入経費

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認費用、マスタ設定等の導入設定費用。

<補助対象外となる経費> 交付決定前や事業実施期間外に発生した費用、省力化製品の試運転に伴う原材料費や光熱費、委託・外注費等

## 補助対象事業の要件

カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって、以下の目標・要件を満たす事業計画に基づいて行うこと。

※交付決定を受けた場合においても全額を受け取ることができない場合もあることに留意。

(1) 労働生産性の向上目標として、補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を3.0%以上向上させる事業計画を策定し、それに取り組むこと。

(2) 賃上げの目標として、申請時と比較し以下の(a)(b)の双方を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額を前頁表括弧内の額に引き上げる。

(a) 事業場内最低賃金を45円以上増加させること

(b) 給与支給総額を6%以上増加させること

※申請時に賃上げ計画に従業員に表明していることが必要。また、正当な理由なく賃上げの目標を達成できなかったときは補助額を減額。

(3) 導入する省力化製品に紐付けられた業種のうち少なくとも1つ以上が、補助事業者の営む事業の業種と合致すること。

(4) カタログに登録された価格以内の製品本体価格・導入経費を補助対象として事業計画に組み込むこと。

なお、補助額の範囲外で、自費により経費を追加することは認められる。

(5) 省力化製品に登録されている業種・業務プロセス以外の用途に供する事業ではないこと。

(6) 効果報告期間が終了するまでの間、省力化製品の導入を契機として、自然退職や自己都合退職によらない従業員の解雇を積極的に行わないこと。

(7) 補助額が500万円以上(購入額1,000万以上)となる場合、事業計画終了までの間、火災等による取得財産の損失に備え保険又は共済へ加入すること。

(8) 既に所有する製品の置き換えを行うものではないこと。

(9) gBiz IDプライムを取得していること。

## 事業実施の流れ

### (1) 事前準備(事業計画の策定)

中小企業等は省力化製品及び販売事業者をカタログから選択する。中小企業等と販売事業者は共同で事業計画の策定を行う。

### (2) 交付申請

中小企業等と販売事業者は共同事業体としての取り決めに同意した上で、公募期間内に申請受付システムを通じて交付申請を行う。

### (3) 採択通知および交付決定

中小機構による審査を経て、採択事業者を決定する。本事業においては、採択と同時に交付決定が行われ、補助事業者は申請受付システムを通じてその通知を受ける。

### (4) 補助事業期間

交付決定日から原則12か月以内を補助事業期間とする。この間に補助事業を実施し、実績報告の提出をもって補助事業期間が終了するものとする。

## (5) 補助額の確定及び補助金の支払い

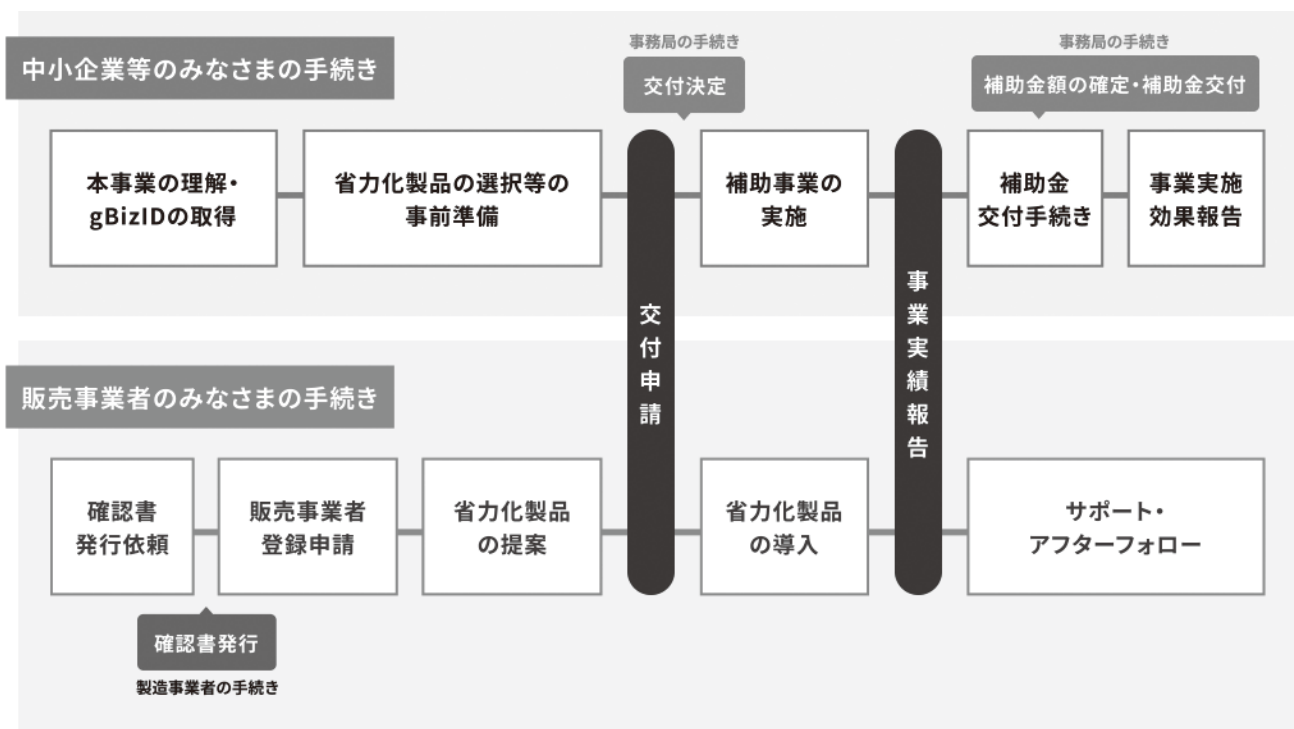
実績報告を受け、事務局において補助額の確定を行う。補助額の確定後、補助事業者は事務局に対して支払請求を行うことで補助金が支払われる。

## (6) 効果報告期間

補助事業終了後、毎年度4月から6月までに効果報告を行う。このとき提出する補助事業者の労働生産性、賃金等に関する情報は、その時点で期末を迎えている直近1年間の事業年度の値を用いるものとする。交付決定を受けてから、補助事業が終了し、3回目の効果報告を提出するまでを、(1)で策定する事業計画期間とし、この報告をもって労働生産性の向上に係る目標の達成状況が評価される。

なお、効果報告期間は5年間(5回目の効果報告を行うまで)とする。期限までに効果報告が提出されなかった場合、交付決定を取り消すことがある。

## 【全体フロー】



## 各種お問合せ

中小企業省力化投資補助事業コールセンター

お問合せ時間 9:30～17:30/月曜～金曜(土・日・祝日除く)

**TEL : 0570-099-660**

IP電話等からのお問合せ先 : 03-4335-7595



事務局ホームページ



公募要領

要件等について変更される場合もありますので、最新情報はホームページ等でご確認ください。